

令和7年度 事業計画

社会福祉法人 中間市社会福祉協議会

自：令和7年4月 1日

至：令和8年3月31日

目 次

I	基本方針	1
II	重点的に取り組む事業	2
III	社協事業	
1.	地域福祉推進事業	
1	法人運営事業	3
2	企画・広報事業	3
3	連絡・調整事業	4
4	地域福祉活動推進事業	5
5	配食サービス・健康増進事業	7
6	助成事業	8
7	在宅介護者のつどい組織化推進事業	8
8	中間市ボランティアセンター運営事業	8
2.	地域相談事業	
1	成年後見実施機関事業	9
2	相談支援及び地域活動支援センター事業	10
3	指定特定相談支援事業	10
4	総合相談事業	11
5	生活福祉資金貸付事業	11
3.	共同募金運動の推進	
1	共同募金会中間市支会の取り組み	12
2	共同募金配分金事業	13
IV	福祉サービス等事業	
1.	障がい福祉サービス事業	
1	障がい福祉サービス事業	13
2.	児童福祉サービス事業	
1	中間市療育支援センター事業	14
2	放課後児童健全育成事業	15
3.	中間市総合会館事業	
1	健康運動指導事業	16

令和7年度事業計画

I 基本方針

わが国では、2025年に高齢者人口増加の転換期を迎え、その後も65歳以上の高齢者人口と75歳以上の後期高齢者人口の増加はとどまることなく、2040年にピークを迎えることが予測されています。私たち社会福祉協議会は、これから先の社会の姿を想定しつつ、社会状況や地域生活課題の変容を踏まえ、ともに生きる豊かな地域社会づくりに継続的に取り組んでいくことが求められます。

超少子高齢化・人口減少が進むなか、地域の人々の暮らしにおいて、社会的孤立や孤独、ひきこもり、9060問題への移行、貧困・格差、不登校、DV、高齢者・障がい者・児童虐待など、公的な制度やサービスだけでは解決することが困難な深刻化した課題が浮き彫りとなっています。かつてのわが国では、このような課題の多くは、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなどの「つながり」により対応されてきましたが、近年では地域社会の関係性（つながり）の希薄化や家族形態の変容により課題に対応できず複雑・多様化し、社会に取り残されている人々が増加しています。

社会福祉協議会は、地域における人と人とのつながりや多様なコミュニティ（居場所）を創設することで、孤立・孤独を防ぎ、生活に安心と生きがいをもたらすことに努めてまいりました。人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され生き生きと暮らすことができ、その人らしい生活を実現することのできる包摂的な地域社会がつくられていきます。住民が互いに支える側にも支えられる側にもなり、地域の中で誰もが取り残されることなく、元気になれる社会の実現に向け、住民主体の理念に立ち、住民や地域のあらゆる関係者と協働し、ともに生きる豊かな地域社会づくりを推進してまいります。

Ⅱ 重点的に取り組む事業

1 法人運営基盤の強化および財政基盤の強化

社会福祉協議会は公益性の高い社会福祉法人であり、地域福祉を推進する団体として地域住民の信頼と理解を得られるよう、事業運営の透明性を確保し法人運営を行います。地域福祉の推進、複雑・多様化する地域福祉課題への対応・支援のため、人材の確保と職員の資質向上を図り、支援体制の強化に努めます。また、住民による地域福祉活動のさらなる推進に向け、自主財源となる賛助会員の確保や安定的な財源を確保し財政基盤の強化に努めます。

2 包括的支援体制の構築

コロナ禍による生活困窮者の急増やこれまで見えていなかった生活に多様な課題を抱える世帯の顕在化により、包括的支援体制の必要性が高まっています。社会福祉協議会は、これまで進めてきた地域づくりへの取り組みを活かし、解決が困難であったり十分に対応できていなかった地域生活課題に対し、地域のさまざまな関係者と連携して「課題解決を目指す支援」と「つながり続ける支援」を組み合わせ、重層的・総合的に対応することのできる体制の構築に取り組みます。

3 住民主体の支え合いの地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域住民を中心とするさまざまな主体が地域福祉活動に参加・協働し、地域生活課題を我がごととして捉え解決に取り組むことが大切です。身近な地域の中で誰かに必要とされたり、誰かの役に立っているという実感が、暮らしの中の生きがいにつながります。地域の中で支えたり支えられたり、お互いさまの関係を築き、支え合える地域を目指して、人や資源とつながる「場」、元気がでる「場」づくりを支援します。

4 権利擁護事業の推進

成年後見事業、日常生活自立支援事業とともに、中核機関の受託により権利擁護支援を必要とする方が、必要な時に適切な支援につながるよう、地域で支える体制（地域連携ネットワーク）を構築し、判断能力が十分ではない方に寄り添った自己実現・自己決定を支援します。

Ⅲ 社協事業

1. 地域福祉推進事業

1 法人運営事業

<p>社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉を推進する中核的な組織として、適切な事業を効果的かつ適正に行うため、経営基盤の強化を図るとともに、運営の透明性と公平性の確保に努めます。また、地域における公益的な活動を推進していくために、地域住民をはじめ各分野における関係機関や幅広い団体との連携・協働を深め、地域の福祉課題・生活課題の解決に向けた専門的で広域的な相談・支援が実施できるよう専門職の配置や職員の質の向上に努めます。</p> <p>○関係機関・委員会の開催</p> <p>【理事会】 開 催 6月、9月、12月、3月、適宜 議 題 事業計画、予算、補正予算、事業報告、決算、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、会長及び副会長の選定及び解職等</p> <p>【評議員会】 開 催 6月、3月、適宜 議 題 事業計画、予算、補正予算、事業報告、決算 理事の解任、定款の変更、その他法令で定められた事項等</p> <p>【苦情第三者委員会】 開 催 適宜 議 題 利用者からの苦情解決等</p> <p>【懲戒処分審査会】 開 催 適宜 議 題 懲戒事由の審査等</p> <p>○職員会議・研修 随時開催</p>	<p>通年</p>
--	-----------

2 企画・広報事業

<p>(1) 地域福祉セミナー / (全係)</p> <p>地域住民が抱える地域福祉課題は複雑化・複合化しており、孤独・孤立を感じる要因も複雑で多様になっています。地域において孤独・孤立に悩む人が誰一人取り残されないよう、地域におけるつながりづくりを広げていくために、地域の様々な関係者の取組を理解し、それぞれの役割を考える機会を設けます。</p> <p>◆ 開 催 令和7年9月(予定)</p>	<p>【自主事業】</p> <p>1回/年</p>
--	----------------------------------

<p>(2) 福祉人材育成のための支援 / (全係)</p> <p>実践力の高い社会福祉士、精神保健福祉士の育成のため実習指導者を配置し、実習生を受け入れ、社会福祉協議会の業務や各事業所で現場での体験学習を通じて専門的知識と技術を学び、具体的かつ実際に理解し体得する機会を設け、福祉人材の育成を支援します。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>
<p>(3) 社協「なかまの風だより」の発行 / (全係)</p> <p>市民の福祉に対する関心及び理解を深めるために、社会福祉協議会の活動や市内の地域福祉活動等の支え合い・助け合いに必要な情報発信を行います。また、市民の視点や意見から福祉のテーマを取り上げ、分かりやすく、親しみがあり参加して楽しめる紙面づくりを目指します。</p> <p>◆ 部 数 18,600部</p> <p>◆ 配布先 全戸配布(6月、9月、12月、3月)</p>	<p>【自主事業】</p> <p>4回/年</p>
<p>(4) インターネット等を活用した情報提供 / (全係)</p> <p>ホームページを活用した地域福祉に関する講演会やイベント等の情報、本会の活動や地域で取り組んでいる活動を市民へ情報提供し、地域福祉活動の参加につながるよう広報活動に努めます。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>
<p>(5) なかま地域公益活動推進ネットワーク(仮)の組織化/ (全係)</p> <p>社会福祉法において「地域における公益的な取組」の責務化が明記され、社会福祉法人は地域の複雑・多様化する福祉ニーズに積極的に対応していくことが求められています。社会福祉協議会も社会福祉法人、福祉施設等との連携・協働により、地域課題や制度の狭間にあるニーズ等に公益的な取り組みを発展していくことが重要となっています。中間市での地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人をはじめとする専門職や民間企業を含む関係機関の協働による地域公益活動推進ネットワークの組織化に取り組みます。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>継続</p>

3 連絡・調整事業

<p>(1) 関係団体との連携 / (全係)</p> <p>各種関係機関や団体、企業等との適切な連携を図ることで、地域の多様なニーズに対応し、活発な地域福祉活動の展開に努めるとともに、多様な機関と連携、協働することで分野や世代を特定せず幅広い支援の実践を目指します。</p>	<p>通年</p>
---	-----------

4 地域福祉活動推進事業

<p>(1) 一人金婚式の開催 / (全係)</p> <p>結婚後50年を経過し、節目となる金婚式をご夫婦で迎えることができなかつた方々の、長年の労をねぎらい、高齢者福祉の推進を図ることを目的に行います。</p> <p>二人で迎えるはずだった金婚式を、故人に想いを馳せ新たなご夫婦の思い出となるよう、地域の方々との協働により心温まる祝宴を開催します。</p> <p>◆ 開催 令和7年7月(予定)</p>	<p>【自主事業】</p> <p>1回/2年</p>
<p>(2) 福岡県社会福祉大会への参加 / (全係)</p> <p>福岡県社会福祉協議会が主催する“県内社会福祉関係者が一堂に会し、誰もが安心して暮らすことのできる元気な地域づくりに取り組む契機として、また多年にわたって社会福祉の推進に貢献された方々の表彰を目的とする”福岡県社会福祉大会に本会役員と参加し、地域福祉に対する関心の向上と福祉情報の収集を図ります。</p> <p>◆ 開催 令和7年10月頃(予定)</p>	<p>1回/年</p>
<p>(3) 中間市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進 / (全係)</p> <p>地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、生活・福祉ニーズも複雑・多様化しています。国においても、高齢者・障がいのある方・子どもを含むすべての人々が共に支え合うことのできる「地域共生社会」の実現に向け、包括的な支援体制の確立に向けた地域福祉施策が進められています。</p> <p>社会福祉協議会においても、中間市地域福祉計画に基づき、令和5年度から新たに地域福祉活動計画を策定し、実現可能な地域福祉推進への取り組みを掲げ、地域課題解決に向けて積極的に地域福祉活動の実践に努めます。</p> <p>◆ 令和5年度から令和9年度(継続)</p>	<p>通年</p>
<p>(4) 子育てサロン事業 / (地域支援係)</p> <p>子育ての悩みが相談でき、保護者どうしの仲間づくりとお子さまの遊び場づくりを目的としています。親子で参加できる季節ごとのイベントや子育ての中で役立つ講習会を実施し、ふれあいの場を提供します。</p> <p>◆ 開催場所 旧子育て支援センター内 (変更の可能性あり)</p> <p>◆ 開催日 水、木、土 10時から15時 (開催場所変更に伴い曜日の一部に変更の可能性あり)</p> <p>◆ 対象 未就学児とその保護者</p>	<p>【委託事業】</p> <p>3回/週</p>

<p>(5) ふれあい・いきいきサロン活動推進事業 / (全係)</p> <p>同じ地域に住む住民同士が、誰もが楽しく気軽に参加できる「地域の居場所」「介護予防の場」として、各サロン実施団体と連携・協議しながら、ふれあい・いきいきサロンの輪を広げ、地域の実情に応じた地域の見守りネットワークづくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ サロン数 24地区 (令和6年度) ◆ 助成金 1、2年目 30,000円 3年目以降 20,000円 	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>												
<p>(6) ふれあい・いきいきサロンお世話人研修会の開催 / (全係)</p> <p>地域の担い手の支援として、サロンお世話人やサロン活動に興味のある方を対象に、サロンが抱える課題や運営についての情報交換、人と地域がつながることの大切さや、活動を活性化するために役立つ研修・講習などに取り組みます。また、サロン活動の参加者が運営面で共同し自立性が高まるよう支援します。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>3回/年</p>												
<p>(7) 出前教室の推進 / (全係)</p> <p>地域住民や団体などを対象に、社会福祉協議会で行っている事業や取り組み、福祉や生活に関する知識を深めてもらうことを目的に職員が地域に出向き出前教室を行います。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>												
<p>(8) ふくし活動用具貸出事業 / (全係)</p> <p>市内で交流事業を行う団体や学校等に無料でふくし活動用具の貸出しを行い、地域でのレクリエーション及び福祉教育等での活用を通し、地域福祉の増進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸出用具 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">点鳥ルーレット</td> <td>高齢者疑似体験セット</td> </tr> <tr> <td>デジタルビンゴ</td> <td>防災なぞときかるた</td> </tr> <tr> <td>絵合わせパズル</td> <td>ジャンボトランプ</td> </tr> <tr> <td>輪投げ</td> <td>こども安全カード100</td> </tr> <tr> <td>ストラックアウト</td> <td>ミニフリースロー</td> </tr> <tr> <td>ミニカーリング</td> <td></td> </tr> </table>	点鳥ルーレット	高齢者疑似体験セット	デジタルビンゴ	防災なぞときかるた	絵合わせパズル	ジャンボトランプ	輪投げ	こども安全カード100	ストラックアウト	ミニフリースロー	ミニカーリング		<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>
点鳥ルーレット	高齢者疑似体験セット												
デジタルビンゴ	防災なぞときかるた												
絵合わせパズル	ジャンボトランプ												
輪投げ	こども安全カード100												
ストラックアウト	ミニフリースロー												
ミニカーリング													
<p>(9) 地域福祉教育推進事業 / (全係)</p> <p>多様な関係者の協働による福祉教育プログラムを検討・作成し、地域住民、学校、企業など担い手育成に向けた福祉教育を実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 開催 夏休み期間 	<p>【自主事業】</p> <p>1回/年</p>												

<p>(10) 生活困窮者支援の推進 / (全係) 生活福祉資金などの貸付相談をはじめ、各種事業における相談業務の中で把握した生活困窮世帯や関係機関等からつながった生活に課題や困難を抱える世帯の課題解決に向け、自立相談支援事業所や関係機関と連携し世帯全体の自立支援に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ふくおかライフレスキュー事業 ◆ 食のおたがいさまプロジェクト (フードパントリー・フードドライブ) 	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>
<p>(11) 災害ボランティアセンターの設置・運営 / (全係) 市内で大規模災害が発生した場合、中間市との相互支援に関する協定に基づき、市の設置要請を受けて「災害ボランティアセンター」を設置し、生活復興に向けたボランティア活動の円滑な実施を図ります。また、平時より地域の関係者との連携・協働に努め、災害発生時に「協働型災害ボランティアセンター」として、地域関係者主体で運営できるよう体制整備を進めます。</p>	<p>必要時</p>
<p>(12) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 / (全係) 災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの運営が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や、災害ボランティア活動、防災啓発活動を行っている団体・企業等とのネットワーク構築へ向けて取り組みます。また、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、社会福祉協議会が中心となり中間市、地域住民、青年会議所 (JC)、NPO 団体、近隣市町村関係機関等の参画を得ながら平時より周知と訓練を重ね、災害時に即応できる体制整備を進めます。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>1回 / 2年</p>

5 配食サービス・健康増進事業

<p>(1) 配食サービス事業 / (地域支援係) 市内に居住する見守りが必要で食材の買い出しや調理ができない等の理由により、食事の確保が困難な65歳以上の高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認及び健康状態の把握、必要に応じて関係機関への連絡等を行い、高齢者の在宅福祉の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 配食日 月、水、金 ◆ 費用 1食400円 	<p>【委託事業】</p> <p>3日 / 週</p>
---	-----------------------------

2. 地域相談事業

1 成年後見実施機関事業

<p>(1) 法人後見事業/ (地域支援係)</p> <p>成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分なために契約や財産の管理等をすることが難しい方の権利や財産を守り、尊厳をもってその人らしく生活を送ることができるよう支援する権利擁護の制度です。</p> <p>法人後見事業は、「なかま成年後見支援センター」が家庭裁判所から成年後見人等に選任され、身近に適切な支援者がいない方等の権利擁護を地域の関係機関・専門職と共に支援します。</p> <p>① 法人後見の受任（後見・保佐・補助） ② 適切な財産管理・身上保護</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>
<p>(2) 中間市権利擁護人材育成事業/ (地域支援係)</p> <p>地域における権利擁護の担い手として期待され、市民という身近な関係・視点を活かした支援を行う「市民後見人」の継続的な養成・活用を行い、新たな後見受任の受け皿・地域の担い手確保に努めます。また、市民後見人が安定して後見活動を行うことができるよう専門員による相談対応や定期的な研修会等を実施し、バックアップ体制整備に努めます。</p> <p>① 市民後見人養成・確保 市民後見人養成講座の実施 フォローアップ講座の実施（9月、1月予定） ② 市民後見人登録・管理 ③ 成年後見制度の周知・啓発 講演会の実施（3月予定）</p>	<p>【補助事業】</p> <p>適宜</p>
<p>(3) 中間市成年後見制度利用促進事業中核機関業務委託事業 / (地域支援係)</p> <p>市民が必要に応じ円滑に活用することができるよう適切な支援を行い、地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の理解・利用促進に努めます。</p> <p>① 成年後見制度中核機関の周知・啓発（パンフレット作成） ② 関係者向け成年後見制度啓発研修会（9月予定） ③ 無料相談会（6月、11月予定）</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>

<p>(4) 日常生活自立支援事業の推進 / (地域支援係)</p> <p>認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安を持つ方に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などの援助を通して、地域で安心した生活ができるよう支援を行います。</p> <p>事業を推進するため、</p> <p>① 契約している利用者について、日常的な見守り支援等を行います。</p> <p>② 潜在化しているニーズを掘り起こし、本事業につなげるため、ホームページ、パンフレット及び啓発事業の機会を活用し、地域住民や福祉関係者に本事業の周知を図ります。</p> <p>③ 専門員の資質向上を図るとともに、市民生活支援員の募集及び研修や情報提供等による援助に必要なサポートを行います。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
--	--------------------------------

2 相談支援及び地域活動支援センター事業

<p>(1) 障がい者相談支援事業 / (地域支援係)</p> <p>障がいのある方やそのご家族、地域の方などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援します。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
<p>(2) 地域活動支援センターI型事業 / (地域支援係)</p> <p>地域活動支援センターパルハウスぼちぼちを利用する障がいのある方などが、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行い、障がいのある方等の福祉の増進を図ります。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
<p>(3) ひきこもり訪問・同行支援事業 / (地域支援係)</p> <p>自宅中心の生活を送られている方の背景には、何らかの疾患や障がいがある方が起因していることがあります。地域活動支援センターでは、訪問や同行などによる支援を通じて社会参加へ向けた自立への働きかけを行います。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>

3 指定特定相談支援事業

<p>(1) 指定特定相談支援事業所「ぼちぼち」 / (地域支援係)</p> <p>サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>
--	--------------------------------

<p>(2) 地域生活支援拠点の整備 / (地域支援係)</p> <p>障がいのある人の重度化や親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、様々な機関が協力し合い、切れ目のない支援が行える体制を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりに努めます。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
--	-------------------------

4 総合相談事業

<p>(1) 心配ごと相談所事業 / (地域支援係)</p> <p>地域住民の生活上の悩みや心配ごとに対して、弁護士による無料相談を実施し、地域で安心して生活できるよう住民の社会生活を支援します。</p> <p>◆ 開催日 概ね毎月第1土曜日、第3金曜日</p> <p>◆ 受付 窓口による予約（先着順）</p>	<p>【自主事業】</p> <p>2回／月</p>
<p>(2) 車いす等貸与事業 / (地域支援係)</p> <p>病気やケガ、福祉教育等で車いすが一時的に必要な方や団体に対し、車いすの貸与を行うことにより継続的な社会参加や負担軽減を図ります。</p> <p>◆ 貸出期間 原則1か月</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>
<p>(3) 福祉総合相談機能の充実 / (全係)</p> <p>相談者が抱えている不安や悩みごとを一緒に整理し、行政、保健・福祉・医療機関、市民団体などと連携・協働し課題解決に向けた支援に取り組みます。</p>	<p>【自主事業】</p> <p>通年</p>

5 生活福祉資金貸付事業

<p>(1) 生活福祉資金貸付事業 / (地域支援係)</p> <p>低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し、経済的自立及び社会参加、生活意欲の助長促進を図り、必要な資金の貸付と助言を行います。また、コロナウイルスの影響による収入減収者への特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）借受人において、生活状況の把握に努め、今なお生活困窮している世帯へは相談支援を通し、必要な支援を行うことで安定した生活を目指します。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
--	-------------------------

3. 共同募金運動の推進

1 共同募金会中間市支会の取り組み

福岡県共同募金会中間市支会の事務局として、共同募金のしくみや必要性、使途を明確に示し、地域住民をはじめとする寄付者の理解や共感が得られるよう取り組みます。また、啓発活動を強化し、市内の企業・団体・店舗等の賛同や協力を図りながら、さまざまな形で共同した取り組みができるよう努めます。

<p>(1) 赤い羽根共同募金運動 「運動期間 10月1日～12月31日」 赤い羽根共同募金は、住民相互の助け合いの精神を基調とし、「じぶんの町をよくするしくみ」として住民の参加を促し、さまざまな地域福祉活動を財源面から支援することを目的として実施します。</p>	
<p>(2) 歳末たすけあい募金運動「運動期間 12月1日～12月31日」 共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期に支援を必要としている方が安心して暮らすことができるよう、さまざまな福祉活動を展開し、幅広い理解と参加を図ることを目的として実施します。</p>	
<p>(3) 主な募金活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戸別募金…自治会や民生委員児童委員の協力を得て各世帯へ呼びかける募金 ② 法人募金…企業や法人等の協力を呼びかける募金 ③ 街頭募金…店舗前や街頭等で協力を呼びかける募金活動 ④ 職域募金…官公庁や企業等の職員・社員へ呼びかける募金活動 ⑤ 学校募金…学校内で生徒会等を通して協力を呼びかける募金活動 ⑥ 個人募金…個人の方のご協力による募金 ⑦ イベント募金…各種イベント開催時の参加者を対象とした募金活動 ⑧ 赤い羽根自販機募金…飲み物を購入すると、その売上の一部が寄付される募金 ⑨ 寄付つき商品…各企業等が提供する商品等を、購入者が購入・利用するごとに、その売上の一部が寄付される募金 ⑩ 募金箱募金…市内店舗等に設置した募金箱に協力を呼びかける募金 ⑪ ネット募金…中央共同募金会の募金サイトを活用した募金 	<p>【自主事業】</p>
<p>(4) 運営委員会・配分審査会の開催 共同募金の適切な運営・配分を実現するため、運営委員会及び配分審査会を立ち上げています。運営委員会は、寄付者の意思を公正に代表する者をもって充て、共同募金運動の目的を達成するために必要な事項を決定しその執行に努めます。配分審査会は、共同募金配分事業に係る内容において、公平・公正な視点で審査及び配分金の決定等を行います。</p>	

2 共同募金配分金事業

<p>福岡県共同募金会中間市支会で計画した配分事業を運営委員会及び配分審査会に諮り、公平で公正な配分を行います。</p> <p>(1) 赤い羽根共同募金配分事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急生活支援給付金 ② ボランティア連絡協議会活動推進費 ③ 地域福祉活動助成金（公募制） ④ 新入学児学用品配布事業 ⑤ 福祉教育推進援助費 ⑥ 特別支援学級援助費 ⑦ ふれあい・いきいきサロン助成金 ⑧ ふくし活動用具貸出事業 ⑨ 広報刊行費 ⑩ 生活困窮者支援事業 <p>(2) 歳末たすけあい募金配分事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉団体の歳末行事に対する見舞金 ② 障がい児・者施設の歳末行事に対する見舞金 ③ 当事者団体の歳末行事に対する見舞金 ④ ふれあい・いきいきサロン助成金 ⑤ 年賀状配布事業 ⑥ フードパントリー事業 	<p>【自主事業】</p>
--	---------------

IV 福祉サービス等事業

1. 障がい福祉サービス事業

1 障がい福祉サービス事業

<p>(1) コミュニケーション支援事業 / （福祉サービス係）</p> <p>聴覚や言語機能に障がいのある方に対し、手話通訳者を中間市総合会館（ハピネスなかま）に配置し、日常生活における意思疎通の円滑化を図るための一助として、障がいのある方の自立と社会参加の促進に努めます。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
<p>(2) 声の広報事業 / （福祉サービス係）</p> <p>文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある方に対し、市や社会福祉協議会が発行する広報誌や地域の情報の音訳データを作成し、必要な情報を取得できるよう支援し、社会参加と自立促進に努めます。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>

<p>(3) 移動支援事業 / (福祉サービス係)</p> <p>屋外での移動が困難な障がいのある方に、通院及び公共施設等の利用や各種行事への参加等の社会生活上必要な移動の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的として取り組みます。</p> <p>◆ 対 象 以下の2つの要件に当てはまる方</p> <p>① 視覚・下肢・上肢及び下肢の重複・体幹機能・運動機能障がいによる身体障害者手帳1級及び2級に該当する方</p> <p>② 生活保護世帯または市町村民税非課税世帯</p> <p>◆ 種 類 ① 車両移送型支援 ② グループ移動支援</p> <p>◆ 利用回数 月3回まで</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
--	-------------------------

2. 児童福祉サービス事業

1 中間市療育支援センター事業（親子ひろばリンク）

<p>(1) 療育支援センター「親子ひろばリンク」</p> <p>児童発達支援事業・放課後等児童デイサービス / (福祉サービス係)</p> <p>未就学児から18歳までの、発達に何らかの障がいを伴っている、もしくは発達に何らかの特性があるなどの児童を対象に、成長過程で見受けられる日常生活のしづらさを軽減・改善し、社会性・自立性を育む支援を行います。児童発達支援のサービスは未就学児が対象となり、放課後等児童デイサービスは就学児が対象となります。</p> <p>① たんぽぽ教室（親子通園）</p> <p>少人数の親子グループで保育士が心や身体（手先や身辺自立など）を育てる遊びや、揺れやスピードを感じる感覚、筋肉や関節で感じる感覚、触覚、視覚、嗅覚などを取り入れ、統合した運動遊びを通して療育を行います。</p> <p>◆ 対 象 未就学児（通年）</p> <p>② すずらん教室（グループ集団トレーニング）</p> <p>グループ活動の中で、子どもが自信を持って何事にも取り組めるよう、心の安定、運動によって身体を育てる活動を行っています。また、コミュニケーションを高める指導として、他者に対する声のかけ方や約束を守ること、人にゆずること等の学びを通して相手の気持ちに触れ、向き合うための必要なスキルを身に付ける支援を行います。</p> <p>◆ 対 象 小学生（月1回）</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
--	-------------------------

<p>(2) 個別相談</p> <p>① 医師(1～2回/月 予定) 児童精神科医等などが保護者の相談を受け、家族支援を行います。</p> <p>② 臨床心理士(5回/月 予定) 発達についての相談や援助を行います。</p> <p>③ 言語聴覚士(4回/月 予定) 発音や吃音、ことばの発達についての相談を受け、支援・援助を行います。</p>	<p>【委託事業】</p>
<p>(3) 保護者会、実践セミナー等の開催</p> <p>親子ひろばリンクに通園する子どもの養育者が、保護者会などのピアサポートグループに参加することで、情緒的な支えを感じることのできる場、学校教育における情報交換の場、シェアリングペアレントトレーニング等により適切な関りについて共に考え、互いに学び合う場を提供します。また、医師や理学療法士等の専門職による実践セミナーを開催し、子どもの発達に関する学びの場と養育者自身の健康について考える場を提供します。</p>	<p>通年</p>

2 放課後児童健全育成事業 (学童保育事業)

<p>(1) 放課後児童健全育成事業 / (福祉サービス係)</p> <p>小学校に就学している児童の保護者が就労などにより、昼間家庭にいない場合に、放課後及び土曜日などの学校休業日において、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、仕事と子育ての両立支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 東学童保育所 (中間東小学校内) ◆ 定 員 105名 (東学童A60名、東学童B45名) ◆ 対 象 小学校4年生までの児童 	<p>【委託事業】</p> <p>6日/週</p>
---	---------------------------

3. 中間市総合会館事業

1 健康運動指導事業

<p>(1) 健康運動指導事業 / (福祉サービス係)</p> <p>市民の健康増進と介護予防、健康寿命の延伸のため、体力向上、生活習慣病予防（二次予防含む）の貢献に努めます。また、住み慣れた地域でその人らしく、いきいきとした生活を継続できるよう、トレーニング室での運動や体操教室を通して健康づくりに取り組みます。</p> <p>◆ 利用日 火曜日から日曜日（祝日・年末年始は除く）</p> <p>◆ 利用料金 市内利用者：200円（12回分 2,000円） 市外利用者：300円（12回分 3,000円）</p> <p>【 各種体操教室の開催 】</p> <p>① 楽10体操教室（全10回／年4回）</p> <p>② ストレッチヨガ教室（年3回）</p> <p>③ フレイル予防ボール体操教室（年3回）</p> <p>④ チェアヨガ教室（月1回／年12回）</p> <p>【 各種イベントの開催 】</p> <p>① 体力測定会（8月予定）</p> <p>② ポールウォーキング（10月、3月予定）</p> <p>【 出前教室の実施 】</p> <p>地域住民や団体、施設などを対象に職員が地域に出向き、出前教室を行います。地域住民のニーズに沿ったさまざまな体操や教室を通して健康づくりに取り組みます。</p>	<p>【委託事業】</p> <p>通年</p>
--	-------------------------